

農業委員の概要

主な業務

総会での審議による意思決定や、農地利用最適化推進委員とともに現場活動等を行います。

任命方法

応募、または推薦された方の中から選出し、議会の同意を得て村長が任命します。

※また、選出にあたっては次のことが求められます。

- 原則として、認定農業者が農業委員の半数を超えること
- 女性や青年を積極的に登用すること
- 農業委員会の業務に関して利害関係のない者が1名以上含まれること(中立委員)



総会の様子

具体的な業務

総会等での審議 ※原則月1回以上開催

農業委員会総会への出席（毎月10日頃開催）

農地の権利移動や、農地転用の許可について審議・判断を行う

農地・農作業に関する適正な取引等の監視

農地の売買価格・賃借料の適正化、標準賃金基準額の決定等について審議・判断を行う

農地利用最適化推進に関する審議

遊休農地化のおそれのある農地を適切な担い手へ集積推進、非農地化すべきか等を審議

研修会や会議への出席

各種研修会や会議へ出席する

現場活動等

現場活動

- ・農地の利用状況調査
- ・農地転用許可の現地確認
- ・耕作放棄地の解消や違反転用の是正指導
- ・農地利用に関する紛争の和解や仲介 等

地域農業者との話し合い

認定農業者との意見交換、地域計画の実質化に向けた取り組みなど、将来の地域農業について話し合う

募集定数

8名

任期

令和8年7月20日 から 令和11年7月19日 まで